

# 都内での遺伝子組換え作物の栽培に係る対応指針 の運用について

18産労農振第238号

平成18年5月18日

## 1 目的

この規定は、都内での遺伝子組換え作物の栽培に係る対応指針（平成18年5月18日付18産労農振第186号。以下「対応指針」という。）の実施について必要な事項を定める。

## 2 評価委員会

(1) 都は、東京都遺伝子組換え作物の栽培に係る評価委員会（以下「評価委員会」という。）を次項の意見を聞くため、設置するものとする。

なお、設置に関することについては、別に定めるものとする。

(2) 評価委員会は、遺伝子組換え作物の栽培に関する次の各項について見解を示すものとする。

ア 東京都の指導基準に関すること

イ 栽培計画書に関すること

ウ 交雑・混入の防止に関すること

エ 交雑の有無を確認する方法に関すること

オ 交雑・混入が生じた場合に関すること

カ 交雑・混入による経済的被害に関すること

キ その他必要な事項

## 3 一般ほ場での栽培

### (1) 事前の情報提供

都は、一般ほ場での栽培をしようとする者（以下「一般ほ場での栽培予定者」という。）に対し、第4（説明及び説明会等の開催）の前に都への情報提供を求める。

### (2) 説明及び説明会等の開催

都は、一般ほ場での栽培予定者に対し、第5で定める栽培計画書の提出前までに、次の団体及び住民等に対し説明又は説明会の開催を行うよう求めるものとする。

ア 栽培を予定するほ場のある区市町村及びその地域を管轄する農業委員会、農業協同組合、生産者団体等

イ 栽培を予定するほ場の近隣の住民や農業者

### (3) 栽培計画書の提出

ア 都は、一般ほ場での栽培予定者に対し栽培開始の60日前までに栽培計画書（別記第1号様式）を提出するよう求めるものとする。

イ 栽培計画書には次の事項を記載し、遵守するよう求めるものとする。

(ア) ほ場等ごとの遺伝子組換え作物の栽培を適正に管理する責任者（以下「管理責任者」という。）の設置

(イ) 交雑・混入防止措置の実施

(ウ) 栽培する遺伝子組換え作物名、栽培期間、栽培面積など遺伝子組換え作物の栽培ほ場であることを記載した標識の設置

(エ) 遺伝子組換え作物の栽培に係る作業、収穫後の作物の処理、収穫物の出荷等に関する状況の記録と保管

(オ) 栽培する遺伝子組換え作物と一般作物との交雑の有無を確認するための措置

ウ 都は、栽培計画書に不備があった場合、栽培予定者に対し必要な情報を求めることができるものとする。

(4) 栽培に対する指導

都は、「評価委員会」に対し、提出された栽培計画書に対する意見を聞き、見解や指導方法を決定するものとする。

(5) 栽培計画書の変更等

ア 都は、3の(3)の計画書を提出した者(以下「提出済み栽培者」という。)に対し、提出した栽培計画書の内容に変更を生じたときは変更栽培計画書(別記第2号様式)の提出を求めるものとする。

イ 都は、提出された変更栽培計画書の変更事項を確認のうえ、必要がある場合は評価委員会に意見を求めるものとする。

ウ 都は、提出済み栽培者に対し、遺伝子組換え作物の栽培を休止または廃止した場合、速やかにその旨の報告を求めるものとする。

(別記第3号様式)

(6) 交雑防止措置及び混入防止措置

都は、一般ほ場での栽培予定者に対し、隔離距離の設定や摘花などによる花粉飛散防止等の「交雑防止措置」及び収穫作業以降使用する機械器具類や収穫物の分別管理等の「混入防止措置」を求めるものとする。また、モニタリング調査を実施して、交雑の有無を確認するよう指導する。

(7) 栽培の終了時

都は、栽培計画書に記載した栽培が終了した時は、遅滞なく交雑の有無の確認結果を都へ報告するよう求める。なお、交雑・混入が生じた場合、または生じた可能性がある場合は、速やかにその拡大を防止するために必要な措置を講じ、その状況を都に報告するよう求めるものとする。

#### 4 隔離ほ場での試験研究栽培

(1) 都は、都内の隔離ほ場で試験研究栽培をしようとする者に対し、遺伝子組換え作物の栽培開始60日前までに試験研究の概要等の情報提供を求めるものとする。

(2) 都は、都内の隔離ほ場で試験研究栽培をしようとする者に対し、次の対応を求めるものとする。

ア 農林水産省管轄試験研究機関

「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」に基づくとともに、交雑・混入が生じた場合の措置や交雑・混入による経済的被害

への対応の方策を策定する。

#### イ その他の研究機関

「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」に準拠した事項と、交雑・混入が生じた場合の措置や交雑・混入による経済的被害への対応方法を含むガイドライン等を策定する。

### 5 遺伝子組換え作物の栽培に対する都の対応

- (1) 都は、遺伝子組換え作物の栽培状況等を、栽培する者の協力を得て、適宜調査・確認するものとする。
- (2) 都は、一般農産物との交雑または混入を防止するために必要があると認めるときは、遺伝子組換え作物を栽培する者に対し、必要な指導を行うものとする。
- (3) 都は、遺伝子組換え作物と一般農作物との交雑の有無を確認するため、遺伝子組み換え作物を栽培するほ場の周辺農家から要請があった場合など必要に応じて検査等を実施する。

### 6 連絡協議会の設置

都は、遺伝子組換え作物に係る次の各項への対応について協議するため、連絡協議会を設置する。

なお、設置に関することについては、別に定めるものとする。

- (1) 情報の共有のあり方について
- (2) 相互理解の促進について
- (3) リスクコミュニケーションの方法や対策について
- (4) その他必要な事項

### 7 公表

- (1) 都は、一般ほ場での栽培予定者が栽培計画書を提出した場合及び隔離ほ場で試験研究栽培をしようとする者から情報提供があった場合については、栽培計画書あるいは試験研究の概要並びに指導の状況について公表する。
- (2) 都は、都の指導に対応せずに遺伝子組換え作物を栽培していることが判明した場合については、都の指導の状況を公表する。
- (3) 都は、公表にあたっては、東京都個人情報保護条例を遵守するものとする。

### 8 その他

この運用に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

- 1 この運用は、平成18年5月18日から施行する。

- 2 都に栽培計画書が提出された場合であっても、交雑・混入による経済的被害が発生した場合の責任については、遺伝子組換え作物を栽培した者が負うべきと考える。経済的被害の認定や賠償内容については、最終的に司法の場で判断されるものであり、行政の指針によって免責が与えられるものではない。
- 3 一般ほ場での栽培について、評価委員会等の体制が整うまでの当面の間は、食用作物に交雑するおそれのある遺伝子組換え作物については、これを栽培しないよう指導する。